

広報いながわ

編集発行：猪名川町役場町長公室（☎0727-66-0001）

選挙特集号

衆議院議員総選挙



▲前回の衆議院議員総選挙（平成2年2月18日執行）

投票日は7月18日

午12時前
7時投票所

午後6時

不在者投票は
4日から17日まで

町選挙管理委員会

事務局で受付

投票日には事の都合や旅行などで投票できない人は、不在者投票ができます。期間は、七月四日から十七日までです。印かん投票入場券（未

みなさんの投票所は裏面に記載されていますので、参照ください。

最高裁判所裁判官国民審査、裁判官の氏名が記載されていますので、不適任と考える人の欄にのみ「印」を記入してください。

衆議院議員総選挙の投票入場券に立候補者の氏名を記入します。

衆議院議員総選挙と同時に最高裁判所裁判官国民審査が行われます。

投票についての注意事項

着の場合は印かんのみを持参し、町選挙管理委員会事務局（総務課内）へお越しください。

解散に伴う衆議院議員総選挙は、七月四日（日）に公示され、投票日は、七月十八日（日）です。
この選挙は、私たち一人ひとりととって、九十年代の政治の動向を左右し、生活に直接結びつく重要な選挙です。
町選挙管理委員会・町町選挙推進協議会では、明るく正しい選挙の推進と棄権防止を呼びかけています。みんなそろって投票しましょう。
なお、今回の選挙開票事務は、七月十八日（日）午後七時三十分より、社会福祉会館大ホールで行います。

□投票できる人

町内で投票できる人は、昭和48年7月19日までに生まれた人で、平成5年4月3日までに町の住民基本台帳に登録されている人です。

□投票日時と場所

7月18日（日）午前7時から午後6時まで、町内12カ所（裏面参照）で行います。投票入場券に、あなたの投票所が記載されていますのでご確認ください。

□投票入場券

選挙公示後、各有権者あてにハガキで郵送します。受付で入場券と引き換えに投票用紙をお渡しします。入場券がなくても選挙人名簿に登録されている人は、投票できます。当日入場券を失ったりした場合は、投票所係員に申し出てください。

□選挙公報

各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報は新聞折込みで配布します。新聞を購読されていない家庭には、郵送します。選挙公報が7月16日までに届かない場合は、町選挙管理委員会へ連絡ください。

郵便による不在者投票

郵便による不在者投票は、本人が自ら署名、押印し、郵便投票用紙を提出（添付）して、選挙の期日前四日（七月十四日）までに町選挙管理委員会へ請求してください。

身体障害者の方は郵便による投票も

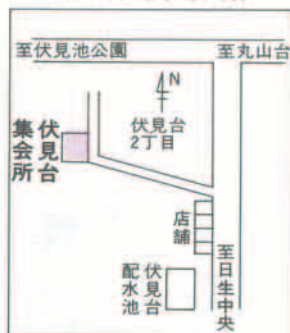
手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢（し）もしくは体幹の障害	1級もしくは2級
	心臓・じん臓もしくは呼吸器の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢（し）もしくは体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓もしくは呼吸器の障害	特別項症から第3項症まで

投票用紙に記載のうえ、同封の返信用封筒に入れ、必ず郵送で送付してください。
詳しくは、町選挙管理委員会事務局（総務課内）へお問い合わせください。

投票所一覧表

投票区	投票所名称	区域(大字など)
1	阿古谷小学校体育館	民田、上阿古谷、下阿古谷
2	紫合公会堂	北田原、南田原、北野、紫合
3	猪名川小学校体育館	柏梨田、上野、若葉、白金
4	広根公会堂	広根、銀山、猪淵、つつじが丘
5	槻並自治会館	槻並
6	楊津小学校特別教室(1階)	万善、木津、木間生
7	六瀬コミュニティセンター 憩いの部屋	枋原、林田、笹尾、清水(の内字平田、馬場、長田の区域を除く)
8	大島小学校体育館	清水(の内字平田、馬場、長田の区域)及び清水東、仁頂寺、島、鎌倉、西畑、杉生、旭ヶ丘
9	柏原公民館集会室	柏原
10	猪名川台自治会館	差組、肝川
11	松尾台集会所	原、松尾台
12	伏見台集会所	内馬場、伏見台

第12投票所



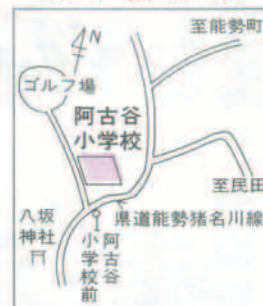
第11投票所



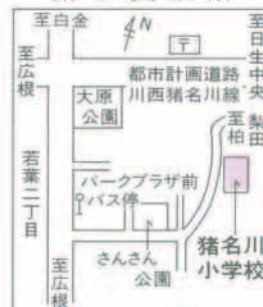
第2投票所



第1投票所



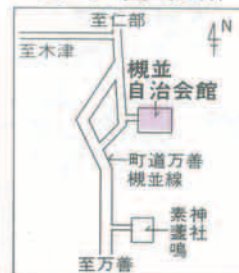
第3投票所



第4投票所



第5投票所



第6投票所



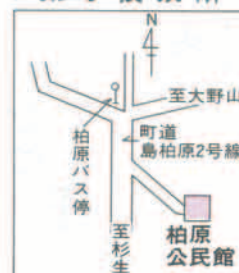
第7投票所



第8投票所



第9投票所



第10投票所



あなたの投票所です

町内には、十二の投票所があります。この投票所は、大字(おおあき)や、各地区内の有権者数と地理的な要因などによって決められています。七月十八日の投票日には、あなたの投票所(左表を確認して、必ず投票しましょう)。

町選挙管理委員会
町明るい選挙推進協議会



受け取らない

きれいな選挙は、正しい民主政治の基礎です。私たちの暮らしにつながる政治や選挙が、金銭で汚されることのないよう、有権者のみなさん一人ひとりが「贈らない」・「求めない」・「受け取らない」の三原則を守りましょう。

求めない

- 結婚のお祝い金やお祝い品
- 落成式や開店祝いの花輪
- 出産、入学、卒業のお祝い金やお祝い品
- お葬式の香典、花輪やお供え花
- 旅行の奨励

※一部適用除外があります。

贈らない

3ない運動で
明るい選挙を

公職選挙法では、政治家や候補者または候補者になろうとする人が、有権者に「寄附」をすることを禁止しています。また、有権者も「それらの寄附を求めたり、受け取ったりしてはいけません」。